

証券コード 3905  
2026年6月15日  
(電子提供措置の開始日) 2026年6月8日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田一丁目3番8号  
データセクション株式会社  
代表取締役社長 石 原 紀 彦

### 第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、本株主総会の招集ご通知につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、全ての株主様に送付しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.datasection.co.jp/ir/convocation>

【東証ウェブサイト】

(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「データセクション」または「コード」に当社証券コード「3905」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

また、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙にて議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月29日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に印字された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

または、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙の右下部に印字された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン二次元コード」をスマートフォンで読み取っていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

[書面による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月30日(火曜日)午前9時  
(受付開始 午前8時30分)
  2. 場 所 東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル3階  
コングレスクエア日本橋 ホールD  
(末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第26期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第26期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |   |
|-------|---|
| 第1号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件              |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件                       |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件            |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額改定の件                     |
| 第5号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件          |
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
    - (1) 議案につき、賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
    - (2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
    - (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎議決権行使の詳細につきましては、4頁の「議決権行使についてのご案内」及び5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  - ・事業報告の「対処すべき課題」「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「主要な営業所及び工場」及び「会計監査人の状況」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2026年6月30日(火曜日) 午前9時  
(受付開始：午前8時30分)

### インターネットで議決権を行使される場合

---



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2026年6月29日(月曜日) 午後6時00分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

---



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2026年6月29日(月曜日) 午後6時00分到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

議決権行使期限：2026年6月29日（月曜日）午後6時00分  
入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力  
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力  
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
フリーダイヤル 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

## 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当期の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善するなか、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、中東情勢の緊迫化、物価の上昇、欧米における高い金利水準の継続の影響など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

AIビジネスの国内市場においては、2023年度以降は、アプリケーション機能の高度化や特定業務に特化したシステム活用への投資が増えるとみられています。アプリケーションやシステムをユーザーの要望に合わせて複雑化させると、コストや開発スピードなどの要因から外注よりも内製化するケースが多くなると予想され、それに伴い、特に内製化に関連するミドルウェアやサーバー／ストレージ/IaaSなどの品目が大きく伸長することから、2027年度には2021年度比1.7倍の1兆9,787億円が予測されています（富士キメラ総研「2022人工知能ビジネス総調査」）。

グローバルベースでのAI市場においては、当社グループの得意とする生成AIの用途拡大や、社会実装が進展するなど、加速度的な成長も見込まれる市場環境にあります。また、今後深耕するAIデータセンターの領域においても、グローバルベースで、急増するAI処理に対応できるAIデータセンターの構築が求められる市場環境にあるほか、地政学的な課題とセキュリティリスクが渦巻く現在の世界経済・安全保障環境に鑑み、各種課題の解決において、AIがさらに重要要素となってきたことから、AIデータセンターの容量拡大や、クロスボーダーでの連携が強く求められています。加えて、AIモデルのトレーニングに必要な計算能力は業界全体で約6ヶ月毎に倍増（2024年5月 EPOCH AI 調査レポート「Training Compute of Frontier AI Models Grows by 4-5x per Year」より）していることから、将来的には、新たなモデル及びより大規模なモデルの誕生により、AIデータセンターやAIクラウドスタックへの需要が更に高まるものと想定しております。

当社グループは、前連結会計年度において、戦略的コア事業として、新規にグローバルベースでのAIインフラ事業（AIデータセンター事業から名称変更）を立ち上げ、これを展開・拡大するために、経営体制を刷新するとともに、高度人材の獲得を推進してまいりました。事業上は、世界中で供給が逼迫するNVIDIA製GPUについて、台湾サーバー機器サプライヤー各社等との業務提携を通じて確保する戦略を推進し、大型GPUクラスターの運用を最適化する独自アルゴリズムシステム『TAIZA』の開発・構築等を進め、事業パートナー及び事業パートナー候補との連携・協議を深化させてまいりました。また、これらの取組みと並行して、グローバルネットワークを活用した営業活動も推進し、国内を中心とするアジア及び欧州でのAIデータセンターサービスの提供に向けて大型の見込パイプライン数が拡大しております。

当社は、当連結会計年度において、AIデータセンター向けサイトの確保を進めるとともに、AIデータセンター案件として、業務提携先であるナウナウジャパン株式会社（本社：東京都中央区、代表者：近江麗佳）を通じて、間接的に、世界最大規模のクラウドサービスプロバイダーである顧客との間で、大口のAIデータセンターサービス利用契約を3件締結いたしました。また、契約締結済みの各プロジェクトが進捗し、2025年9月に、うち1件のサービス提供を開始しております。

また、これらの契約締結済みプロジェクト向けAIデータセンターに導入するため、2025年7月にGIGA COMPUTING CO., LTD.（本社：台湾新北市、代表者：CEO、Daniel Hou）との間で、NVIDIA製B200（5,000個）を搭載したGPUサーバー（625台）一式の固定資産取得に係る売買契約を締結し、2025年12月にINVENTEC CORPORATION（本社：台湾台北市、代表者：President、Jack Tsai）との間で、NVIDIA製B300（10,000個）を搭載したGPUサーバー（1,250台）一式の固定資産取得に係る売買契約を締結いたしました。

上記に加え、当社は、2025年6月に、NVIDIA Corporation（本社：米国カリフォルニア州、代表者：CEO、Jensen Huang）認定のAIパートナー（NVIDIA Cloud Partner）としてAIクラウドスタック及びデータセンターインフラにかかる運用実績と技術力を有するCUDO Ventures Ltd.（本社：英国ロンドン市、代表者：CEO、Matt Hawkins、サービスブランド名はCUDO Compute、以下「CUDO社」といいます。）との資本提携に伴う同社の子会社化について、CUDO社の筆頭株主かつ代表

者であるMathew Hawkins氏と基本合意するとともに、CUDO社との合弁で当社子会社を設立することで合意し、協議を継続しております。

当連結会計年度の経営成績は次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間において、重要性が増したことに伴い、メキシコの非連結子会社であったFUPBIMX,S.A.P.I. de C.V.を連結の範囲に含めております。

(売上高)

当連結会計年度の売上高は33,605百万円(前期比30,662百万円増)となりました。これは、AIインフラ事業におけるサービス提供を2025年9月に開始したほか、既存事業が概ね堅調又は好調に推移したことを主要因とするものであります。

(売上原価)

当連結会計年度の売上原価は27,208百万円(前期比25,517百万円増)となりました。この主な内訳は、サーバー使用料25,154百万円、人件費1,019百万円、業務委託費524百万円、減価償却費429百万円、であります。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は2,852百万円(前期比63.2%増)となりました。この主な内訳は、人件費914百万円、業務委託費765百万円、支払報酬料289百万円、租税公課178百万円、のれん及び顧客関連資産償却費120百万円、旅費交通費99百万円、地代家賃58百万円であります。

(営業外損益)

為替差益として113百万円、支払利息として28百万円を計上いたしました。

(特別損益)

新株予約権戻入益として8百万円、投資有価証券売却損として2百万円、投資有価証券評価損として1百万円を計上いたしました。

(法人税等合計)

法人税、住民税及び事業税948百万円、法人税等調整額として△124百

万円を計上したことにより、法人税等合計については、824百万円を計上いたしました。

新規事業であるAIインフラ事業におけるサービス提供を2025年9月に開始したことなどより、当連結会計年度の売上高は33,605百万円（前期比30,662百万円増）となり、AIインフラ事業向けの多額の先行投資費用等をカバーし、営業利益は3,544百万円（前期は496百万円の営業損失）、調整後EBITDAは4,205百万円（前期は△169百万円）となりました。また、営業外費用に支払利息28百万円等を計上した一方で、営業外収益に為替差益113百万円等を計上し経常利益は3,627百万円（前期は613百万円の経常損失）となり、特別利益として新株予約権戻入益8百万円を計上し、法人税等合計824百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2,801百万円（前期は654百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

※ 調整後EBITDA＝営業利益＋減価償却費＋無形固定資産償却費＋株式報酬費用＋M&A関連費用

当連結会計年度におけるセグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

#### イ. 国内事業

国内事業におきましては、AIインフラ事業のほか、データサイエンス事業、システムインテグレーション事業、マーケティングソリューション事業で構成されております。

戦略的コア事業である新規のAIインフラ事業においては、AIクラウドスタック『TAIZA』の開発・提供、GPUサーバーの供給、GPUaaS（GPU as a Service）、AIデータセンターの運営、AIデータセンター向け投資等を展開いたします。

データサイエンス事業では、データ活用とAIの開発実績を強みとして、大手優良企業を中心に、データの利活用などのコンサルティング、IT教育等のソリューションを通じて、企業のデータドリブン経営やDX推進をサポートしております。

システムインテグレーション事業では、ビッグデータ分析で培った技術力・ノウハウとAI技術（テキスト／画像／音声）を活用したユーザー個別ソリューション開発を行うとともに、連結子会社の株式会社ディーエスエス（以下「DSS社」といいます。）では、決済サービスの提供（法人向け

プリペイドカードサービス「Biz プリカ」 (<https://bizpreca.jp/>)、SES事業（カード会社、決済会社、証券会社等）、カード会社を中心とした金融系受託開発、MSPサービス（AWSを中心としたクラウドシステム構築・運用・保守サービス）、セキュリティサービス（PCIDSSコンサル業務やセキュリティ診断サービス等）を提供しております。

マーケティングソリューション事業では、小売店舗に設置したAIカメラで取得する画像・動画データとPOSデータを掛け合わせて分析することで店舗の業績向上を支援するストック型のサービス「FollowUP」を国内展開する他、連結子会社のソリッドインテリジェンス株式会社（以下「SI社」といいます。）においては、デジタルマーケティング及びソーシャルメディア分析、並びにこれらをベースとしたコンサルティングサービス等を提供し、連結子会社の株式会社MSS（以下「MSS社」といいます。）においては、マーケティングリサーチサービス、並びに主に食品関連の小売業界、メーカー、物流企業に対して、セールスプロモーション活動の支援サービス等を提供しております。

当連結会計年度において、AIインフラ事業は、事業基盤構築及び事業拡大に向けた大規模な先行投資を実施しましたが、第3四半期連結会計期間よりサービス提供が本格化したことで、売上、利益とも大幅に拡大しました。

データサイエンス事業及びシステムインテグレーション事業は、DSS社の牽引により、売上、利益とも好調に推移いたしました。

国内のマーケティングソリューション事業は、SI社や「FollowUP」サービスが堅調に推移した一方で、MSS社が伸び悩み、売上、利益とも前期並みで推移いたしました。

これらの結果、国内事業における当連結会計年度の外部顧客への売上高は32,468百万円（前期比30,549百万円増）と増加し、セグメント利益は5,057百万円（前期は92百万円のセグメント利益）となりました。

#### ロ. 海外事業

海外事業では、マーケティングソリューション事業のうち、「FollowUP」の海外展開を行っております。

当連結会計年度における海外事業は、主要拠点であるチリ・コロンビアにおける受注が堅調に推移した結果、外部顧客への売上高は1,136百万円（前期比113百万円増）となり、セグメント利益は149百万円（前期は

163百万円のセグメント利益)となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度中において、第三者割当による新株予約権の割当及び権利行使により、以下のとおり資金調達を行いました。

- ・2024年2月3日付で発行した第19回新株予約権の権利行使による調達：809百万円
- ・2025年3月6日付で発行した第20回新株予約権の権利行使による調達：4,571百万円
- ・2025年10月17日付で発行した第23回新株予約権の割当及び権利行使による調達：8,397百万円

③ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、5,106百万円であります。

その主なものは、建設仮勘定である未稼働のデータセンターの設備費用(4,497百万円)であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2023年3月期)	第 24 期 (2024年3月期)	第 25 期 (2025年3月期)	第 26 期 (2026年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	1,924,259	2,229,281	2,942,635	33,605,038
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△530,291	△1,261,695	△654,991	2,801,675
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△36.45	△84.07	△37.40	115.47
総 資 産 (千円)	4,386,012	3,786,248	4,593,971	28,577,580
純 資 産 (千円)	2,508,880	1,982,624	2,400,153	19,403,979

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2023年3月期)	第 24 期 (2024年3月期)	第 25 期 (2025年3月期)	第 26 期 (2026年3月期) (当事業年度)
売 上 高 (千円)	450,702	463,437	628,325	30,696,146
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△864,385	△1,953,120	△682,867	2,728,083
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△59.41	△130.14	△38.99	112.44
総 資 産 (千円)	3,644,149	2,268,329	3,048,263	26,869,130
純 資 産 (千円)	2,167,920	944,034	1,344,935	17,988,928

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金／ 出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(連結子会社) ソリッドインテリジェンス 株式会社	18百万円	100.0%	ソーシャルメディア分析事業
(連結子会社) 株式会社ディーエスエス	20百万円	100.0%	AI・システム開発事業
(連結子会社) 株式会社MSS	10百万円	100.0%	マーケティングリサーチ・セ ールスプロモーション事業
(連結子会社) Jach Technology SpA	8,914百万 CLP (チリ・ペソ)	100.0%	リテールマーケティング事業
(連結子会社) Alianza FollowUP S.A.S.	279百万COP (コロンビア・ ペソ)	100.0% (100.0%)	リテールマーケティング事業
(連結子会社) Intelligenxia S.A.	434百万CLP (チリ・ペソ)	100.0% (100.0%)	リテールマーケティング事業
(連結子会社) Follow UP Peru S.A.C.	1,000PEN (ペルー・ ソル)	55.0% (55.0%)	リテールマーケティング事業
(連結子会社) FollowUP Customer Experience S.L.	265,736EUR (ユーロ)	100.0% (100.0%)	リテールマーケティング事業
(連結子会社) Alianza FollowUP Panamá S.A.	2,000PAB (パナマ・ バルボア)	100.0% (100.0%)	リテールマーケティング事業
(連結子会社) F u p b i m x S.A.P.I. de C.V.	857,741MXN (メキシコ・ ペソ)	60.0% (60.0%)	リテールマーケティング事業

(注) 議決権比率の( )内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

② 重要な関連会社の状況  
該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

セグメント	事業内容
国内事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ AIインフラ事業 AIデータセンターサービス、AIクラウドスタック「TAIZA」の開発、提供</li><li>・ リテールマーケティング事業 小売店舗に設置したAIカメラで取得する画像・動画データとPOSデータと掛け合わせて分析することで店舗の業績向上を支援するストック型のサービス「FollowUP」を主要サービスとして提供</li><li>・ ソーシャルメディア分析事業 ソーシャルメディア分析ツール「Insight Intelligence」及び「InsightIntelligence Q」などのストック型のサービスを提供するとともに、多言語ソーシャルメディア分析におけるコンサルティングサービスを提供</li><li>・ AI・システム開発事業 ビッグデータ分析で培った技術力・ノウハウとAI技術（テキスト／画像／音声）を活用したユーザ個別ソリューション開発を行うとともに、決済サービス、SES事業、カード会社を中心とした金融系受託開発、MSPサービス、セキュリティサービスを提供</li><li>・ マーケティングリサーチ、セールスプロモーション事業 各種マーケティングリサーチ業務（アンケート調査、グループインタビュー、郵送調査他）、販促プランニング、セールスプロモーション、デザイン・ツール制作、キャンペーン・イベント企画運営のサービスを提供</li></ul>
海外事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ リテールマーケティング事業 小売店舗に設置したAIカメラで取得する画像・動画データとPOSデータと掛け合わせて分析することで店舗の業績向上を支援するストック型のサービス「FollowUP」を主要サービスとして提供</li></ul>

(5) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内事業	119 (5) 名	1名増 (3名減)
海外事業	113 (0)	14名増 (4名減)
全社 (共通)	12 (1)	8名増 (1名減)
合計	244 (6)	23名増 (8名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
26 (1) 名	10名減 (4名減)	44.5歳	2年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(6) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社りそな銀行	213,474
株式会社北都銀行	100,000

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 88,000,000株
- ② 発行済株式の総数 29,769,051株 (自己株式137,615株を含む)
- ③ 株主数 17,280名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
FIRST PLUS FINANCIAL HOLDINGS PTE. LTD.	9,788,000	33.032
東海東京証券株式会社	2,174,000	7.336
FUTURE SECURITIES INTERNATIONAL(HONG KONG) LIMITED	1,083,800	3.657
株式会社SBI証券	961,837	3.246
株式会社VLCセキュリティ	515,000	1.738
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	489,900	1.653
野村証券株式会社	469,477	1.584
JP JPMSE LUX RE MACQUARIE BANK LTD LONDON EQ CO	448,480	1.513
JP JPMSE LUX RE CITIGROUP GLOBAL MARKETS L EQ CO	444,200	1.499
楽天証券株式会社共有口	426,940	1.440

- (注) 1. 持株比率は自己株式(137,615株)を控除して計算しております。
2. FIRST PLUS FINANCIAL HOLDINGS PTE. LTD. は、上記持株数 9,788,000 株のうち、第19回及び第23回新株予約権の行使により取得した7,558,000株にかかる議決権等行使権限をアースエレメンツ・キャピタル株式会社に包括委任しております。
- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項  
当社は、2021年1月15日付で発行した第15回新株予約権の権利行使により発行済株式総数は108,000株増加いたしました。2024年1月26日付で発行した第三者割当による第19回新株予約権の権利行使により発行済株

式総数は1,488,000株増加いたしました。2025年3月6日付で発行した第三者割当による行使価額修正条項付第20回新株予約権の権利行使により発行済株式総数は4,307,100株増加いたしました。また、2025年10月17日付で発行した第三者割当による第23回新株予約権の権利行使により発行済株式総数は6,070,000株増加いたしました。

また、2025年10月17日開催の臨時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、同日付で発行可能株式総数を30,400,000株から88,000,000株に変更しております。これは、増資による資金調達を用いたAIインフラ事業の拡大により、株主価値向上及び企業価値向上を目指し、また、今後の資本政策に備えるためのものであります。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2026年 3月 31日 現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 会長	Pablo Casado B l a n c o	Chairman of the Board, Archery Capital SL
代表取締役社長 執行役員 CEO	石 原 紀 彦	株式会社ディーエスエス 取締役 ソリッドインテリジェンス株式会社 取締役 株式会社MSS 取締役 Jach Technology SpA ディレクター 株式会社VLCセキュリティ 代表取 締役社長兼CEO 株式会社VLCセキュリティアリーナ 代表取締役CEO サンインベストメント合同会社 代表社員 サンインベストメント株式会社 代表取締 役
取 締 役	John Ellis Bush Jr.	Founding Partner, Finback Investment Partners Partner, Jeb Bush & Associates, LLC.
取 締 役 (常勤監査等委員)	土 田 誠 行	エナジーフロー株式会社 取締役会 長
取 締 役 (監査等委員)	平 山 剛	平山剛公認会計士事務所 代表 ソーシャルワイヤー株式会社 社外 監査役 株式会社VLCセキュリティ 監査役 タイラカ総合法律事務所 代表 株式会社オモロキ 取締役
取 締 役 (監査等委員)	German Alcayde F o r t	Advisor of the law Firm Latham & Watkins Board member of HVR Energy Member of the advisory board of Zerintia Healthtech General Manager of Atlantic Institute of Government Executive Chairman of Atlantic Business Consulting

- (注) 1. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査人と監査等委員の十分な連携を可能にするため、土田誠行氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役（監査等委員）平山剛氏及びGerman Alcayde Fort氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）平山剛氏は、弁護士業務及び会計監査業務で培われた法

務及び財務会計分野での豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、他の上場企業の社外役員としての実績も豊富であることから、法務及び法律並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、平山剛氏及びGerman Alcayde Fort氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。取締役など役員がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を補償する（株主代表訴訟を含む）もので、被保険者は保険料を負担しておりません。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規程に違反することを認識しながら行った行為等は填補の対象としないこととしております。

## ② 取締役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年12月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

方針の内容は以下のとおりです。

#### i. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、固定報酬とする。

#### ii. 基本報酬等(金銭報酬)の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて他社水準、当社の業績及び業績への貢献度、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

#### iii. 非金銭報酬等の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定に関する

る方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、非金銭報酬等として、譲渡制限付株式を、毎年、業績や社会情勢を考慮し発行の有無を判断する。譲渡制限付株式の払込金額に相当する報酬の支給額は、役位、職責等に応じて他社水準、当社の業績及び業績への貢献度、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定される。

- iv. 退職慰労金の額若しくはその算定方法またはその支給方法の決定に関する方針(退職慰労金を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

退任する取締役の在任中の功労に報いるため、株主総会の決議に基づき退職慰労金を支給する場合がある。支給する場合の金額、方法または条件については在任中の役位、職責等に応じて他社水準、当社の業績及び業績への貢献度、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定される。

- v. 基本報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬の割合については、役位、職責等に応じて他社水準、当社の業績及び業績への貢献度、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- vi. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額については、代表取締役社長がその具体的内容を提案し、取締役会で承認する。

監査等委員である取締役の報酬は、独立性の確保から固定報酬とし、常勤及び非常勤等を勘案のうえ、株主総会で承認された総額の範囲内で、各監査等委員である取締役の協議に基づき決定します。

#### ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	132 (0)	132 (0)	- (-)	3 (0)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	39 (15)	39 (15)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	172 (15)	172 (15)	- (-)	6 (2)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。以下「対象取締役」という。）の金銭報酬の額は、2024年12月19日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、3名です。また、上記年額報酬とは別枠で、2024年12月19日開催の臨時株主総会において、対象取締役に對し、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権の総額を年額80百万円以内、本制度により当社が発行又は処分する当社の普通株式の総数を年120,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、3名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年12月19日開催の臨時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、経営の独立性を確保していると認識しております。
- ・社外取締役（監査等委員）平山剛氏は、平山剛公認会計士事務所 代表、ソーシャルワイヤー株式会社 社外監査役、タイラカ総合法律事務所 代表、株式会社オモロキ 取締役であります。同氏個人及び平山剛公認会計士事務所、ソーシャルワイヤー株式会社、タイラカ総合法律事務所、株式会社オモロキと当社との間には特別な関係はありません。また、同氏は、株式会社VLCセキュリティの監査役であり、株式会社VLCセキュリティは当社普通株式515,000株を保有し、当社と株式会社VLCセキュリティは、業務の相互委託関係にあります。同氏個人との間では直接的な利害関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）German Alcayde Fort氏は、the law Firm Latham & Watkins Partner、HVR Energy CEO、Zerintia Healthtech Member of the advisory board、Atlantic Institute of Government General Manager、Atlantic Business Consulting Executive Chairman であります。同氏個人及びthe law Firm Latham & Watkins、HVR Energy、Zerintia Healthtech、Atlantic Institute of Government、Atlantic Business Consultingと当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名		主な活動状況及び期待される役割に関して果たした職務の概要
取締役 (監査等 委員)	平 山 剛	当事業年度において、開催された取締役会17回全てに出席いたしました。弁護士業務及び会計監査業務で培われた法務及び財務会計分野での豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、他の上場企業の社外役員としての実績も豊富であり、ガバナンス、リスク管理等の観点から、議案・審議等につき必要な発言・監査業務を行っておりました。
取締役 (監査等 委員)	German Alcayde F o r t	当事業年度において、開催された取締役会17回全てに出席いたしました。多国籍企業等での役員及び公的機関等の要職を歴任し、そのグローバルでの豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言・監査業務を行っておりました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づくみなし取締役会決議が9回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とするものとしております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから、当期の配当につきましては、無配とさせていただきます。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>15,243,671</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,934,561</b>
現金及び預金	417,807	短期借入金	284,969
売掛金及び契約資産	11,183,453	1年内返済予定の長期借入金	98,412
商品及び製品	89,499	未払金	2,070,634
仕掛品	2,779	未払費用	77,038
前払金	381,428	未払法人税等	1,076,968
立替金	2,378,710	未払消費税等	45,230
未収還付法人税等	20,125	賞与引当金	46,881
その他	770,745	前受金	1,889
貸倒引当金	△880	預り金	5,229,196
<b>固定資産</b>	<b>13,333,909</b>	その他	3,340
<b>有形固定資産</b>	<b>5,010,746</b>	<b>固定負債</b>	<b>239,038</b>
建物及び構築物	1,014	長期借入金	162,000
工具、器具及び備品	511,842	資産除去債務	9,000
車両運搬具	407	退職給付に係る負債	23,100
建設仮勘定	4,497,482	繰延税金負債	1,547
<b>無形固定資産</b>	<b>2,862,657</b>	その他	43,390
のれん	1,207,489	<b>負債合計</b>	<b>9,173,600</b>
ソフトウェア	1,640,263	(純資産の部)	
その他	14,905	<b>株主資本</b>	<b>18,215,550</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,460,504</b>	資本金	8,486,036
投資有価証券	35,661	資本剰余金	9,138,583
関係会社株式	30,940	利益剰余金	591,117
長期貸付金	13,438	自己株式	△187
繰延税金資産	158,861	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>315,901</b>
長期前払費用	1,974,143	その他有価証券評価差額金	5,203
差入保証金	3,212,069	為替換算調整勘定	310,698
その他	35,389	<b>新株予約権</b>	<b>836,243</b>
<b>資産合計</b>	<b>28,577,580</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>36,284</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>19,403,979</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>28,577,580</b>

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結損益計算書

( 自 2025年4月1日  
至 2026年3月31日 )

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		33,605,038
売上原価		27,208,134
売上総利益		6,396,903
販売費及び一般管理費		2,852,220
営業利益		3,544,683
営業外収益		
受取利息	4,221	
助成金収入	1,000	
為替差益	113,847	
その他	1,204	120,273
営業外費用		
支払利息	28,031	
保険解約損	2,251	
その他	7,607	37,891
経常利益		3,627,064
特別利益		
新株予約権戻入益	8,483	8,483
特別損失		
投資有価証券評価損	1,981	
投資有価証券売却損	2,152	4,133
税金等調整前当期純利益		3,631,414
法人税、住民税及び事業税	948,436	
法人税等調整額	△124,094	824,341
当期純利益		2,807,072
非支配株主に帰属する当期純利益		5,397
親会社株主に帰属する当期純利益		2,801,675

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>14,168,621</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,770,323</b>
現金及び預金	13,615	短期借入金	640,000
売掛金及び契約資産	10,551,994	1年内返済予定の 長期借入金	92,412
商 品	5,718	未 払 金	1,822,160
前 払 費 用	29,783	未 払 費 用	12,407
短期貸付金	90,198	未払法人税等	979,582
立 替 金	2,379,960	預 り 金	5,220,753
預 け 金	246,960	そ の 他	3,007
未収還付消費税	448,206	<b>固定負債</b>	<b>109,878</b>
そ の 他	403,064	長期借入金	100,878
貸倒引当金	△880	資産除去債務	9,000
<b>固定資産</b>	<b>12,700,508</b>	<b>負債合計</b>	<b>8,880,201</b>
有形固定資産	4,512,860	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	15,378	<b>株主資本</b>	<b>17,147,482</b>
建設仮勘定	4,497,482	<b>資 本 金</b>	<b>8,486,036</b>
無形固定資産	1,155,930	<b>資本剰余金</b>	<b>9,226,234</b>
ソフトウェア	1,155,930	資本準備金	8,257,819
投資その他資産	7,031,717	その他資本剰余金	968,414
投資有価証券	35,661	<b>利益剰余金</b>	<b>△564,600</b>
関係会社株式	1,688,041	その他利益剰余金	△564,600
長期貸付金	37,957	繰越利益剰余金	△564,600
長期前払費用	1,973,421	<b>自己株式</b>	<b>△187</b>
敷 金	3,211,889	<b>評価・換算差額等</b>	<b>5,203</b>
繰延税金資産	83,445	その他有価証券評価差額金	5,203
そ の 他	1,300	<b>新株予約権</b>	<b>836,243</b>
<b>資産合計</b>	<b>26,869,130</b>	<b>純資産合計</b>	<b>17,988,928</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>26,869,130</b>

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 損益計算書

( 自 2025年4月1日  
至 2026年3月31日 )

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		30,696,146
売上原価		25,495,806
売上総利益		5,200,340
販売費及び一般管理費		1,896,740
営業利益		3,303,599
営業外収益		
受取利息	7,482	
為替差益	175,173	182,655
営業外費用		
支払利息	25,980	
保険解約損	2,251	
その他	40	28,272
経常利益		3,457,982
特別利益		
新株予約権戻入益	8,483	8,483
特別損失		
投資有価証券売却損	2,087	
投資有価証券評価損	1,981	4,068
税引前当期純利益		3,462,396
法人税、住民税及び事業税	820,153	
法人税等調整額	△85,840	734,312
当期純利益		2,728,083

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年6月2日

データセクション株式会社  
取締役会 御中

Amaterasu有限責任監査法人  
東京都渋谷区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高山 行紀
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福留 聡

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、データセクション株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、データセクション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その

他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年6月2日

データセクション株式会社  
取締役会 御中

Amaterasu有限責任監査法人  
東京都渋谷区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高山	行紀
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福留	聡

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、データセクション株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、業務の適正を確保するための体制として会社法施行規則に掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人Amaterasu有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると  
認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人Amaterasu有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると  
認めます。

2026年6月1日

データセクション株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 土田 誠行 ㊟

監査等委員 平山 剛 ㊟

監査等委員 ヘルマン アルカイデ フォルト ㊟

(注) 監査等委員平山剛及びヘルマン アルカイデ フォルトは、会社法第2条第15号  
及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案にて同じ。）3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	<b>【再任】</b> ぱぶろ かさど Pablo Casado ぶらんこ Blanco (1981年2月1日)	2002年7月 International Private Banking at Banco Santander in Geneva, Switzerland 2004年3月 Advisor to the Vice President and Minister of Justice and Interior of the Community of Madrid 2007年5月 Deputy in the Madrid Assembly and Spokesperson for Justice and Interior, and Deputy for Budgets and Treasury 2009年6月 Chief of Staff to the Former President of the Government of Spain Visiting Professor, Global Leadership Competitiveness Program, McDonough Business School, Georgetown Univ. 2012年1月 Member of Congress. Spokesperson in the European Union and the Foreign Affairs Committee Fellow of the Center for Transatlantic Relations, Johns Hopkins University	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	<p style="text-align: center;">【再任】</p> <p style="text-align: center;">ぱぶろ か さ ど Pablo Casado ぶらんこ Blanco (1981年2月1日)</p>	<p>2015年5月 President of the Education Commission, and the Sustainable Mobility Commission Representative of Spain at the Security Commission of COSAC and the Union for the Mediterranean</p> <p>2016年12月 Vice President of the European Union Commission at Congress Member of the “New Leaders for Europe” group of the World Economic Forum</p> <p>2018年7月 President of PP, Leader of the Opposition, Candidate for the Presidency of the Government of Spain Vice President of the International Democrat Union and the Centrist Democrat International</p> <p>2022年6月 Chairman, Atlantic Basin Initiative, School of Advanced International Studies, Johns Hopkins University Distinguished Fellow, Transatlantic Leadership Network</p> <p>2023年1月 Founder and Managing Partner, Hyperion Fund FCR Chairman of the Board, Archery Capital SL(現任)</p> <p>2024年7月 当社会長 2024年12月 当社取締役会長(現任)</p>	-

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
2	<p style="text-align: center;"><b>【再任】</b></p> <p style="text-align: center;">いし ほん のり ひこ 石 原 紀 彦 (1977年5月4日)</p>	<p>2001年4月 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社入社</p> <p>2004年8月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社</p> <p>2009年2月 日本コアパートナー株式会社取締役副社長</p> <p>2011年1月 株式会社アトミックスメディア取締役</p> <p>2011年3月 サンインベストメント合同会社設立 代表社員(現任)</p> <p>2013年9月 みやこキャピタル株式会社取締役</p> <p>2014年4月 サンインベストメント株式会社設立 代表取締役(現任)</p> <p>2014年6月 株式会社アトミックスメディア代表取締役</p> <p>2017年3月 同社取締役</p> <p>2017年6月 株式会社バルクホールディングス(現 株式会社VLCセキュリティ)取締役</p> <p>2018年1月 同社代表取締役社長</p> <p>2020年6月 株式会社バルクホールディングス(現 株式会社VLCセキュリティ)代表取締役社長兼CEO(現任)</p> <p>2020年6月 株式会社バルク(現 株式会社VLCセキュリティコンサルティング)代表取締役社長兼CEO</p> <p>2020年8月 株式会社サイバージムジャパン(現 株式会社VLCセキュリティアリーナ)代表取締役社長兼CEO</p> <p>2021年6月 株式会社マーケティング・システム・サービス(現 株式会社MSS)取締役</p> <p>2023年6月 株式会社サイバージムジャパン(現 株式会社VLCセキュリティアリーナ)代表取締役CEO(現任)</p> <p>2024年4月 当社取締役会長</p> <p>2024年6月 当社代表取締役社長CEO</p> <p>2024年12月 当社代表取締役社長執行役員CEO(現任)</p> <p>2024年12月 株式会社ディーエスエス取締役(現任)</p> <p>2024年12月 株式会社MSS取締役(現任)</p> <p>2024年12月 Jach Technology SpA ディレクター(現任)</p> <p>2025年2月 ソリッドインテリジェンス株式会社取締役(現任)</p>	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	【再任】 John Ellis Bush Jr. (1983年12月13日)	2006年9月 Fairchild Partners 2008年12月 Partner, Jeb Bush & Associates, LLC(現任) 2009年6月 Partner, Bush Realty, LLC 2014年1月 Managing Partner, Bush Ventures 2017年1月 Founding Partner, Finback Investment Partners(現任) 2018年1月 Partner, Rio Grande E&P 2024年12月 当社取締役(現任)	—

- (注) 1. Pablo Casado Blanco氏及びJohn Ellis Bush Jr.氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石原紀彦氏は、当社の包括業務提携先である株式会社VLCセキュリティ（以下「VLC」といいます。）の代表取締役を務め、2026年3月末時点でVLC株式を1,498,700株（間接保有分を含みます。議決権比率10.81%）保有しております。また、当社グループとVLCグループは、業務の相互委託関係にあります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。取締役など役員がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償する（株主代表訴訟を含む）もので、被保険者は保険料を負担しておりません。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為等は、填補の対象としないこととしております。各候補者は取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、各候補者が取締役に選任され就任した場合も、当該保険契約の被保険者となります。
4. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2026年3月31日現在の状況を記載しております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	【再任】 つちだ しげゆき 土田 誠行 (1962年9月3日)	1986年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社SBI新生銀行) 入行 2001年11月 農林中央金庫 入庫 2007年4月 株式会社あおぞら銀行 入行 2008年12月 同行執行役員 2009年10月 株式会社産業革新機構(現株式会社INCJ) 入社 2013年5月 同社執行役員 2015年12月 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル 専務理事 2018年8月 株式会社産業革新機構(現株式会社INCJ) 専務執行役員 2020年6月 同社専務取締役 2020年12月 株式会社日本共創プラットフォーム 入社 常務執行役員 2024年12月 当社 取締役・常勤監査等委員(現任) 2025年10月 エナジーフロー株式会社 取締役会長(現任)	1,000株
2	【再任】 ひらやま つよし 平山 剛 (1980年8月1日)	2004年4月 株式会社ピラミッドフィルム入社 2007年6月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2009年12月 公認会計士登録 2009年12月 弁護士登録 2009年12月 平山剛公認会計士事務所設立 代表(現任) 2010年1月 伊藤 見富法律事務所(現 モリソン・フォースター法律事務所)入所 2012年10月 株式会社オモロキ取締役(現任) 2015年3月 タイラカ総合法律事務所設立 代表(現任) 2015年4月 慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師 2017年6月 株式会社バルクホールディングス(現株式会社VLCセキュリティ) 社外取締役 2018年9月 フリー株式会社社外監査役 2019年6月 株式会社バルクホールディングス(現株式会社VLCセキュリティ) 監査役(現任) 2020年6月 ソーシャルワイヤー株式会社社外監査役(現任) 2024年12月 当社 社外取締役・監査等委員(現任)	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	<p style="text-align: center;"><b>【再任】</b></p> <p style="text-align: center;">へるまん あるかいで German Alcayde ふおると Fort (1980年8月20日)</p>	<p>2001年11月 AC HotelsAC by Marriott</p> <p>2003年1月 Arval (BNP PARIBAS)</p> <p>2006年1月 Michael Page International Spain</p> <p>2006年11月 Signium International</p> <p>2011年5月 Member at the Madrid Parliament</p> <p>2011年7月 General Manager of Education of the Madrid Government</p> <p>2011年10月 Chief of Staff to the Former President of the Spanish Government Jose Maria Aznar</p> <p>2015年12月 Executive Chairman of Atlantic Business Consulting(現任)</p> <p>2019年10月 Advisor of the law Firm Latham &amp; Watkins(現任)</p> <p>2020年11月 CEO of HVR Energy(現任)</p> <p>2023年7月 Member of the advisory board of Zerintia Healthtech(現任)</p> <p>2023年10月 General Manager of Atlantic Institute of Government(現任)</p> <p>2024年1月 Executive Chairman of AbsorbeCo2, Executive Chairman of Atlantic Business Consulting(現任)</p> <p>2024年12月 当社 社外取締役・監査等委員(現任)</p>	-

- (注) 1. 平山剛氏及びGerman Alcayde Fort氏は、社外取締役候補者であります。
2. 平山剛氏及びGerman Alcayde Fort氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は以下の通りであります。
- 平山剛氏は、弁護士業務及び会計監査業務で培われた法務及び財務会計分野での豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、他の上場企業の社外役員としての実績も豊富であることから、これらを当社のガバナンス、リスク管理等に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。
- German Alcayde Fort氏は、多国籍企業等での役員及び公的機関等の要職を歴任していることから、そのグローバルでの豊富な経験と幅広い見識を当社グループのグローバル展開に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。
3. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 平山剛氏及びGerman Alcayde Fort氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は平山剛氏及びGerman Alcayde Fort氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。取締役など役員がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償する（株主代表訴訟を含む）もので、被保険者は保険料を負担しておりません。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為等は、填補の対象としないこととしております。各候補者は取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、各候補者が取締役に選任され就任した場合も、当該保険契約の被保険者となります。
7. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2026年3月31日現在の状況を記載しております。
8. 平山剛氏及びGerman Alcayde Fort氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年です。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額のうち、金銭報酬については、2024年12月19日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。）とすることにご承認いただいておりますが、当社グループの事業規模の拡大及び経営環境の変化に伴う、取締役に求められる役割の高度化、並びに優秀な経営人材の確保及び維持に対応するため、報酬水準を見直すものであります。

つきましては、取締役の金銭報酬の額を年額2,000百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案は、事業報告19頁に記載の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に基づき取締役会にて決定しており、相当であるものと判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は3名ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認された場合、引き続き、取締役の員数は3名となります。

### 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額については、2024年12月19日開催の臨時株主総会において、年額70百万円以内とすることにご承認いただいておりますが、当社グループの事業規模の拡大及び経営環境の変化に伴う、監査等委員である取締役に求められる役割の高度化、並びに優秀な経営人材の確保及び維持に対応するため、監査等委員である取締役の金銭報酬等の額を年額500百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、全ての監査等委員である取締役により検討がなされ、監査等委員会から、「報酬等の決定手続は適切であり、株主総会で陳述すべき特段の意見はない」旨の報告を受けており、その内容は相当であると考えております。

なお、第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、引き続き、監査等委員である取締役の員数に変更はありません。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社は、2024年12月19日開催の臨時株主総会において、当社の企業価値向上に係る持続的なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様とのさらなる価値共有を進めることを目的として、当社の取締役会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式報酬を交付すること、そのために対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を年額80百万円以内、それらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより対象取締役に対して発行又は処分する当社の普通株式の総数を年120,000株以内とすることにつき、ご承認いただきました。

今般、当社グループの事業規模の拡大及び経営環境の変化に伴う、取締役に求められる役割の高度化、並びに優秀な経営人材の確保及び維持に対応するとともに、中長期的な業績拡大及び企業価値向上への貢献意識をさらに高め、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を一部改定するものであります。具体的には、譲渡制限付株式報酬に関し対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を年額2,000百万円以内、それらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより対象取締役に対して発行又は処分する当社の普通株式の総数を年300,000株以内に改定することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案は、事業報告19頁に記載の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に基づき取締役会にて決定しており、相当であるものと判断しております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することにいたします。

なお、現在の対象取締役は3名ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役の員数に変更はありません。

また、対象取締役への譲渡制限付株式報酬の交付にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下

「譲渡制限」という。)

(2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

## 第6号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社の監査等委員である取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を下記のとおり導入することといたしたく存じます。

具体的には、第4号議案に係る金銭報酬額とは別枠で、当社の取締役会決議に基づき、当社の監査等委員である取締役に対し、譲渡制限付株式報酬を交付すること、譲渡制限付株式報酬に関し監査等委員である取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を年額500百万円以内、それらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより監査等委員である取締役に対して発行又は処分する当社の普通株式の総数を年80,000株以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、全ての監査等委員である取締役により検討がなされ、監査等委員会から、「報酬等の決定手続は適切であり、株主総会で陳述すべき特段の意見はない」旨の報告を受けており、その内容は相当であると考えております。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名であります。第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役の員数に変更はありません。

また、監査等委員である取締役への譲渡制限付株式報酬の交付にあたっては、当社と監査等委員である取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 監査等委員である取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付日から当該監査等委員である取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。)

(2) 監査等委員である取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、監査等委員である取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、監査等委員である取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認

める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋 1-3-13  
東京建物日本橋ビル 3階  
コングレスクエア日本橋 ホールD  
TEL：03-3275-2090



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。